

米子市駐車場条例（平成17年3月31日条例第146号）

最終改正:令和5年3月29日条例第13号

改正内容:令和5年3月29日条例第13号〔令和5年7月30日〕

○米子市駐車場条例

平成17年3月31日条例第146号

改正

平成17年7月25日条例第215号
平成18年3月29日条例第14号
平成22年3月26日条例第10号
平成24年3月28日条例第3号
平成25年12月25日条例第38号
平成30年10月4日条例第29号
平成31年3月28日条例第2号
令和3年7月15日条例第21号
令和5年3月29日条例第13号

米子市駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、米子市駐車場の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 駐車 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第5号に規定する駐車をいう。

(2) 普通駐車 1回の入場及び出場を単位とする駐車をいう。

(3) 定期駐車 1か月を単位とする駐車をいう。

(設置)

第3条 米子市駐車場を次のとおり設置する。

名称	位置
米子市万能町駐車場	米子市万能町87番地

(駐車の種類)

第4条 米子市駐車場(以下「駐車場」という。)における駐車の種類は、普通駐車及び定期駐車とする。

第5条 削除

(供用時間)

第6条 駐車場の供用時間は、24時間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の休止)

第7条 市長は、駐車場の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部について、その使用を休止することができる。

(使用許可)

第8条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第9条 市長は、駐車をさせようとする自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしないものとする。

(1) 駐車場の構造上駐車をさせることができないものであるとき。

(2) 駐車場の施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)を汚損し、又は損傷するおそれがあるものであるとき。

(3) 発火、引火又は爆発のおそれのあるものを積載しているとき。

(4) 著しく悪臭を発するもの、保健衛生上有害と認められるもの又は毒物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物をいう。)若しくは劇物(同条第2項に規定する劇物をいう。)を積載しているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるものであるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、駐車以外の目的のために駐車場を使用し、又はその使用に係る権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者若しくは代行者(定期駐りに係る使用者の依頼を受け、又は承諾を得て自動車を駐車場に入場させ、又は出場させる者をいう。以下同じ。)又はこれらの者が駐車をさせている自動車若しくは駐車をさせようとする自動車(以下この条において「駐車自動車」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、駐車場の使用を制限し、若しくは停止し、駐車場への入場を拒否し、又は駐車場からの退場を命ずることができる。

(1) 使用者又は代行者が第8条第3項の条件に違反したとき。

- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
 - (3) 使用者又は代行者が第18条の規定に違反したとき(同条第2号の規定の適用に当たっては、過失による場合を除く。)
 - (4) 駐車自動車が第9条各号のいずれかに該当するものであるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者若しくは代行者がこの条例(これに基づく規則を含む。)に違反したとき、又は市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき。
- (使用料)

第12条 駐車場の使用料は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、期間を限って、自動車を駐車場に入場させた時刻から30分以内に当該自動車を駐車場から出場させた場合の当該自動車の普通駐車に係る使用料を無料とすることができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を公示するものとする。

(使用料の納付)

第13条 使用者は、前条に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

- 2 普通駐車に係る使用料は、自動車を駐車場から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 定期駐車に係る使用料は、次条の定期駐車券の交付と同時に納付しなければならない。

(定期駐車券)

第14条 定期駐車をしようとする者は、あらかじめ、定期駐車券の交付を受けなければならない。

(回数券及び夜間定額駐車券)

第15条 普通駐車に係る使用料の納付に使用するため、回数券及び夜間定額駐車券を発行する。

- 2 回数券の種類は、定額回数券及び単位回数券とし、その額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 定額回数券はその額面金額のうち使用残額に相当する額の範囲内の、単位回数券はその額面金額に相当する額の普通駐車(別表第1普通駐車に項に掲げる夜間定額駐車(第5項において「夜間定額駐車」という。)を除く。)に係る使用料の納付に使用することができる。
- 4 夜間定額駐車券の発行の単位及び代金は、別表第3に定めるとおりとする。
- 5 夜間定額駐車券は、1枚につき1回の夜間定額駐車に係る使用料の納付に使用することができる。
- 6 既に発行された回数券及び夜間定額駐車券は、払い戻さない。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第17条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、定期駐車の場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第18条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、あらかじめ市長の許可を受けた場合には、この限りでない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設等又は他の自動車を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をすること。
- (5) 使用許可に係る自動車以外の自動車の駐車をさせること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(事故等による責任)

第19条 市は、駐車場に駐車をする自動車の汚損、損傷、滅失又は盗難については、その賠償の責めを負わない。ただし、その原因が市の責めに帰すると認められる場合は、この限りでない。

- 2 駐車場に入場する際に交付を受けた駐車券を提出し、又は第14条の定期駐車券を提示する者に限り、当該駐車券に係る自動車又は当該定期駐車券に表示された自動車を駐車場から出場させることができる。この場合において、当該駐車券を提出し、又は当該定期駐車券を提示した者は、当該駐車券に係る自動車又は当該定期駐車券に表示された自動車を駐車場から出場させることについて、正当な権原を有している者とみなす。

(損害賠償の義務)

第20条 使用者及び代行者は、駐車場の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第21条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、駐車場の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 駐車場の運営に関すること。
- (2) 駐車場の施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関する業務のうち、市長に専属する権限に基づく事務を除くもの

(指定管理者による供用時間の変更)

第22条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第6条に規定する供用時間を変更することができる。

(指定管理者による使用許可)

第23条 指定管理者は、その業務として使用許可に関する事務を行うものとする。この場合において、第8条、第9条及び第11条の規定の適用については、これらの規定(これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(米子駅前地下駐車場等への適用)

第24条 第7条から第11条まで及び第18条から前条までの規定は、米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例(平成17年米子市条例第147号)第3条の米子駅前地下駐車場及び米子駅南駐車場についても、適用する。この場合において、第19条第2項中「駐車場に」とあるのは「米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例(平成17年米子市条例第147号)第3条の米子駅前地下駐車場に」と、「又は第14条の定期駐車券を提示する者」とあるのは「若しくは同条例第7条前段の定期券を提示する者又は同条例第3条の米子駅南駐車場に設置された精算機により普通駐車(同条例第2条第2号に規定する普通駐車をいう。以下この項において同じ。)に係る駐車料金を納付した者」と、「又は当該定期駐車券に表示された自動車」とあるのは「若しくは当該定期券に表示された自動車又は当該普通駐車に係る自動車」と、「又は当該定期駐車券を提示した者」とあるのは「若しくは当該定期券を提示した者又は当該普通駐車に係る駐車料金を納付した者」と、第22条の見出し中「供用時間」とあるのは「供用時間及び入出場時間」と、同条中「第6条に規定する供用時間」とあるのは、「米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例第5条第1項に規定する供用時間及び同条第2項に規定する入出場時間」とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年7月25日条例第215号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の米子市駐車場条例(以下「改正前の条例」という。)第15条第1項の規定により回数駐車券の発行を受け、当該回数駐車券の残券を保有する者の当該残券については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有するものとする。

3 普通駐車として、施行日前に駐車場に自動車を入場させ、施行日以後に駐車場から自動車を出場させる場合における当該普通駐車に係る使用料の算定については、当該入場した時刻から施行日の午前8時までの時間に限り、改正前の条例別表第1の規定を適用する。

附 則(平成22年3月26日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定の施行前に同項の規定による改正前の米子市駐車場条例別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、同項の規定の施行後においても、米子市駐車場条例第4条に規定する駐車場における普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

附 則(平成24年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成25年12月25日条例第38号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第20条の規定による改正後の米子市駐車場条例別表第1の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料については、なお従前の例による。

2 第20条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子市駐車場条例第15条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、第20条の規定の施行後においても、米子市駐車場条例第3条の米子市駐車場における普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

附 則(平成30年10月4日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第1条中米子市駐車場条例第8条第3項、第10条及び第21条第3号並びに別表第1の備考の改正規定並びに第2条中米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例附則及び別表第1の備考第7項の改正規定並びに同表の備考第9項の改正規定(「係る駐車」を「より駐車」に、「に係る入場をした」を「として入場した」に改める部分に限る。)並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の米子市駐車場条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場(米子市駐車場条例第4条に規定する駐車場をいう。以下同じ。)に入場させた自動車の普通駐車に係る使用料について適用し、同日前に駐車場に入場させた自動車の普通駐車に係る使用料については、同項の規定は、適用しない。

附 則(平成31年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第29条の規定による改正後の米子市駐車場条例別表第1の規定は、施行日以後の米子市駐車場における自動車の駐車に係る使用料(施行日以後に納入の通知を行うものに限る。)について適用する。

2 第29条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子市駐車場条例第15条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、第29条の規定の施行後においても、米子市駐車場における普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

附 則(令和3年7月15日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条中米子市駐車場条例第12条に1項を加える改正規定及び同条例第18条にただし書を加える改正規定並びに同条例附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定並びに附則第6項の規定は、公布の日から施行する。
(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の米子市駐車場条例(次項及び第6項において「改正後の駐車場条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に駐車場(米子市駐車場条例第4条に規定する駐車場をいう。次項において同じ。)から出場させる自動車の普通駐車に係る使用料について適用する。
- 3 第1条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子市駐車場条例第15条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、第1条の規定の施行後においても、駐車場における普通駐車(改正後の駐車場条例別表第1普通駐車券の項に掲げる夜間定額駐車を除く。)に係る使用料の納付に使用することができる。
(準備行為)
- 6 改正後の駐車場条例第15条第1項、第2項及び第4項並びに別表第2及び別表第3の規定による回数券及び夜間定額駐車券の発行並びに改正後の駐車料金徴収条例第8条第1項、第2項及び第4項並びに別表第2及び別表第3の規定による回数券及び夜間定額駐車券の発行は、施行日前においても行うことができる。
附 則(令和5年3月29日条例第13号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日(令和5年規則第29号により令和5年7月30日)から施行する。
(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に米子駅前地下駐車場における定期駐車(改正前の駐車料金徴収条例第2条第3号に規定する定期駐車をいう。以下同じ。)について前項の規定による改正前の米子市駐車場条例第24条において適用する同条例第8条第1項の許可を受けている者は、米子駅南駐車場においても定期駐車をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 5 前項の許可を受けた者は、米子駅南駐車場における定期駐車について附則第3項の規定による改正後の米子市駐車場条例第24条において適用する同条例第8条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合において、その者が改正前の駐車料金徴収条例第7条の規定により交付を受けた定期券は、改正後の駐車料金徴収条例第7条の規定により交付を受けた定期券とみなす。

別表第1(第12条関係)

駐車の種類		駐車時間	単位	使用料の額
普通駐車	昼間駐車	午前8時から 午後6時まで	1時間まで	200円
			1時間を超える時間1 時間につき	100円
	夜間駐車	午後6時から 翌日の午前8時まで	1時間につき	100円
	夜間定額駐車	午後3時から 翌日の午前10時まで	1回につき	550円
定期駐車		午前零時から 午後12時まで	1か月につき	8,800円

備考

- 1 普通駐車(夜間定額駐車を除く。)の使用料は、自動車を駐車場に入場させた時刻から自動車を駐車場から出場させた時刻までの時間により算定する。ただし、その間に夜間定額駐車をしている場合には、当該夜間定額駐車の前後で時間を区分して算定する。
- 2 前項ただし書の場合において、夜間定額駐車をした後の時間に区分される普通駐車(夜間定額駐車を除く。)の使用料の額は、1時間につき100円とする。
- 3 普通駐車(夜間定額駐車を除く。)の時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間として算定する。
- 4 一の昼間駐車の時駐車時間における使用料は700円を、一の夜間駐車の時駐車時間における使用料は500円をそれぞれ限度額とする。
- 5 普通駐車の使用料は、自動車を駐車場に入場させた時刻から24時間までの時間及び以後の24時間ごとに、1,200円を限度額とする。
- 6 昼間駐車から引き続いて夜間駐車をする場合における使用料の算定に当たっては、午後6時において当該昼間駐車の際に1時間に満たない時間があるときは、当該1時間に満たない時間が1時間に至るまでは昼間駐車をしているものとみなして昼間駐車に係る使用料を適用し、当該1時間に満たない時間が1時間に至った後の時間については、夜間駐車に係る使用料を適用する。
- 7 夜間駐車から引き続いて昼間駐車をする場合における使用料の算定に当たっては、午前8時において当該夜間駐車の際に1時間に満たない時間があるときは、当該1時間に満たない時間が1時間に至るまでは夜間駐車をしているものとみなして夜間駐車に係る使用料を適用し、当該1時間に満たない時間が1時間に至った後の時間については、昼間駐車に係る1時間を超える時間1時間に対する使用料を適用する。
- 8 夜間定額駐車に係る使用料の額は、第15条第1項の夜間定額駐車券を使用して使用料を納付する場合に限り適用する。
- 9 定期駐車における1か月とは、起算日の午前零時からその起算日の属する月の翌月におけるその起算日に応ずる日の前日の午後12時までをいう。
- 10 定期駐車により駐車をさせている中途において当該定期駐車の間が満了した場合は、当該満了の時点で普通駐車として入場したものとみなして、使用料を算定する。

別表第2(第15条関係)

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金
定額回数券	3,300円	1枚	3,000円
	5,700円	1枚	5,000円
	12,000円	1枚	10,000円
単位回数券	100円	1組11枚	1,000円
		1組60枚	5,000円
		1組130枚	10,000円

別表第3(第15条関係)

発行の単位	代金
1組10枚	5,500円
1組50枚	25,000円
1組100枚	45,000円
1組200枚	80,000円

米子市駐車場条例施行規則（平成17年3月31日規則第113号）

最終改正:令和5年5月18日規則第25号

改正内容:令和5年5月18日規則第25号〔令和5年7月30日〕

○米子市駐車場条例施行規則

平成17年3月31日規則第113号

改正

平成18年3月29日規則第10号

平成22年3月26日規則第5号

令和3年7月15日規則第20号

令和5年5月18日規則第25号

米子市駐車場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入出場の手続）

第2条 自動車を米子市駐車場（以下「駐車場」という。）に入場させようとする者は、駐車場の入口において、市長が別に定める様式の米子市駐車場駐車券（以下「普通駐車券」という。）の交付を受けなければならない。

2 自動車を駐車場から出場させようとする者は、駐車場の出口において、普通駐車券を提出の上、条例に定めるところによる使用料を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の定期駐車券の交付を受けている者が自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させようとするときは、当該定期駐車券を提示しなければならない。

（定期駐車券）

第3条 条例第14条の定期駐車券（以下「定期駐車券」という。）の様式は、市長が別に定めるものとする。

2 定期駐車券の交付を受けようとする者は、米子市駐車場定期駐車券（変更）交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期駐車券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（回数券及び夜間定額駐車券）

第4条 条例第15条第1項の回数券及び夜間定額駐車券の様式は、市長が別に定めるものとする。

（使用料の還付）

第5条 条例第17条ただし書の規定により定期駐車に係る使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）定期駐車券に表示された自動車を他人に譲渡し、又は廃車し、自動車が滅失した等により、駐車場に駐車をする必要がなくなったとき。

（2）定期駐車券の交付を受けた者が、転出、死亡等により駐車場に駐車をすることができなくなったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（駐車券の紛失等）

第6条 普通駐車券又は定期駐車券を紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子市駐車場駐車券紛失等届出書（別記様式第2号）によりその旨を市長に届け出て、普通駐車券又は定期駐車券の再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、普通駐車に係る駐車場の使用者が当該普通駐車に係る自動車を駐車場に入場させた日時が明らかでないときは、当該使用者が当該自動車を駐車場から出場させる時刻の48時間前に相当する時刻に当該自動車を駐車場に入場させたものとみなす。ただし、当該使用者が当該時刻より前に当該自動車を駐車場に入場させていたことが明らかである場合は、この限りでない。

3 第3条第2項の規定は、第1項の規定による定期駐車券の再交付について準用する。

4 回数券及び夜間定額駐車券は、これらを紛失し、損傷し、又は汚損した場合であっても、再発行はしないものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に米子市駐車場に普通駐車をさせている者に対し改正前の米子市駐車場条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第1項の規定により交付されている普通駐車券は、当該普通駐車に係る自動車を米子市駐車場から出場させるまでの間は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に交付を受けている定期駐車券は、当該定期駐車券に記載された駐車期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月26日規則第5号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条中米子市駐車場条例施行規則第2条第2項の改正規定、同規則第6条の見出しの改正規定、同条第3項の改正規定(「回数駐車券は、これ」を「回数券及び夜間定額駐車券は、これら」に改める部分を除く。)、同項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに同規則別記様式第3号及び別記様式第5号の改正規定並びに第2条中米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則第6条の見出しの改正規定、同条第3項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに同規則別記様式第3号及び別記様式第5号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例(令和3年米子市条例第21号)附則第6項の規定により同条例の施行の日前に発行する回数券及び夜間定額駐車券は、この規則による改正後の米子市駐車場条例施行規則別記様式第4号及び別記様式第5号並びにこの規則による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則別記様式第4号及び別記様式第5号に定める様式によるものとする。

附 則(令和5年5月18日規則第25号抄)

(施行期日)

1 この規則は、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例(令和5年米子市条例第13号)の施行の日(令和5年規則第29号により令和5年7月30日)から施行する。

(米子市駐車場条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の際現に米子市駐車場に自動車を駐車させている者に対し交付されている前項の規定による改正前の米子市駐車場条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)別記様式第1号に定める様式の米子市駐車場駐車券は、当該自動車を米子市駐車場から出場させるまでの間は、なおその効力を有する。

7 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則別記様式第2号に定める様式の定期駐車券は、当該定期駐車券に記載された有効期限が到来するまでの間は、なおその効力を有する。

8 この規則の施行前に発行された改正前の規則別記様式第4号に定める様式の回数券及び改正前の規則別記様式第5号に定める様式の夜間定額駐車券は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第3条関係)

米子市駐車場定期駐車券（変更）交付申請書	
年 月 日	
米子市長 様	
申請者 住 所（所在地） 氏 名（名称） （電話番号 ）	
次のとおり、米子市駐車場の定期駐車券の（変更）交付を受けたいので、申請します。	
駐 車 場 の 名 称	
定 期 駐 車 の 期 間	
年 月 日 から 年 月 日 まで	
駐 車 す る 自 動 車	車 両 番 号
	車 種
	車 名
	車 色
変 更 事 項	
備 考	

米子市駐車場駐車券紛失等届出書 年 月 日 米子市長 様 届出者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称) (電話番号) 紛失しました 米子市駐車場の普通駐車券・定期駐車券を損傷しましたので、届け出ます。 汚損しました	
駐 車 場 の 名 称	
駐 車 券 の 種 類	普通駐車券 ・ 定期駐車券
紛 失 等 の 事 由	紛失 ・ 損傷 ・ 汚損
入 場 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分
摘 要	

米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例（平成17年3月31日条例第147号）

最終改正:令和5年3月29日条例第13号

改正内容:令和5年3月29日条例第13号〔令和5年7月30日〕

○米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例

平成17年3月31日条例第147号

改正

平成19年3月28日条例第25号
平成22年3月26日条例第10号
平成25年12月25日条例第38号
平成30年10月4日条例第29号
平成31年3月28日条例第2号
令和3年7月15日条例第21号
令和5年3月29日条例第13号

米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の2第1項の規定に基づき、米子駅前地下駐車場及び米子駅南駐車場の駐車料金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）駐車 法第2条第4項に規定する駐車をいう。
- （2）普通駐車 1回の入場及び出場を単位とする駐車をいう。
- （3）定期駐車 1か月を単位とする駐車をいう。

（駐車料金の徴収）

第3条 法第24条の2第1項の規定に基づき、米子市弥生町地内市道久米町末広町通り線上に設置された米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）及び米子市目久美町地内市道米子駅目久美町線上に設置された米子駅南駐車場（以下「駅南駐車場」という。）に自動車を駐車させる者から、別表第1に定める駐車料金（以下「駐車料金」という。）を徴収する。

（駐車の種類）

第4条 地下駐車場及び駅南駐車場（以下「地下駐車場等」という。）における駐車の種類は、普通駐車及び定期駐車とする。

（供用時間及び入出場時間）

第5条 地下駐車場等の供用時間は、24時間とする。

2 自動車を地下駐車場等に入場させ、又は地下駐車場等から出場させることができる時間（次項において「入出場時間」という。）は、地下駐車場にあっては午前5時から午後12時までとし、駅南駐車場にあっては24時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、第1項に定める供用時間及び前項に定める入出場時間を変更することができる。

（駐車料金の納付）

第6条 普通駐車に係る駐車料金は、自動車を地下駐車場等から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 定期駐車に係る駐車料金は、次条前段の定期券の交付と同時に納付しなければならない。

（定期券）

第7条 定期駐車をしようとする者は、あらかじめ、定期券の交付を受けなければならない。この場合において、地下駐車場又は駅南駐車場のいずれにおいても定期駐車をしようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。

（回数券及び夜間定額駐車券）

第8条 普通駐車に係る駐車料金の納付に使用するため、回数券及び夜間定額駐車券を発行する。

2 回数券の種類は、定額回数券及び単位回数券とし、その額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。

3 定額回数券はその額面金額のうち使用残額に相当する額の範囲内の、単位回数券はその額面金額に相当する額の普通駐車（別表第1普通駐車場の項に掲げる夜間定額駐車（第5項において「夜間定額駐車」という。）を除く。）に係る駐車料金の納付に使用することができる。

4 夜間定額駐車券の発行の単位及び代金は、別表第3に定めるとおりとする。

5 夜間定額駐車券は、1枚につき1回の夜間定額駐車に係る駐車料金の納付に使用することができる。

6 回数券及び夜間定額駐車券は、地下駐車場又は駅南駐車場のいずれの普通駐車に係る駐車料金の納付にも使用することができる。

7 既に発行された回数券及び夜間定額駐車券は、払い戻さない。

（駐車料金の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

（駐車料金の還付）

第10条 既に納付された駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車の場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された駐車料金の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(定期駐車に係る期間及び駐車料金の特例)
- 2 平成30年10月2日から同月31日までの日のいずれかの日を初日とする定期駐車の際の期間は、第2条第3号の規定にかかわらず、全て、同月31日とする。
- 3 前項の規定によりその期間を定めた定期駐車に係る駐車料金の額は、別表第1の規定にかかわらず、1万2,000円(特定区画の使用にあつては、1万円)を31で除して得た額に当該期間の初日に当たる日から平成30年10月31日までの日数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てて得た額)とする。

附 則(平成19年3月28日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1普通駐車場の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に米子駅前地下駐車場に自動車を入場させ、施行日以後に米子駅前地下駐車場から自動車を出場させる場合における当該普通駐車に係る駐車料金の算定についても適用する。
- 3 改正後の条例別表第1定期駐車場の項の規定のうち特定区画の駐車料金の額の部分は、施行日以後の日を初日として期間を定めた特定区画における定期駐車に係る駐車料金について適用する。

附 則(平成22年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第1の普通駐車場の項並びに同表の備考第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第3条に規定する地下駐車場(以下単に「地下駐車場」という。)に入場させる自動車の普通駐車について適用し、同日前に地下駐車場に入場させた自動車の普通駐車については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第2に定めるところにより発行された単位回数券は、この条例の施行後においても、地下駐車場における普通駐車に係る駐車料金の納付に使用することができる。

(米子市駐車場条例の一部改正)

- 4 米子市駐車場条例(平成17年米子市条例第146号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定の施行前に同項の規定による改正前の米子市駐車場条例別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、同項の規定の施行後においても、米子市駐車場条例第4条に規定する駐車場における普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

附 則(平成25年12月25日条例第38号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第8条 第21条の規定による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第1の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する駐車料金について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する駐車料金については、なお従前の例による。

- 2 第21条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第8条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された単位回数券は、第21条の規定の施行後においても、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第3条に規定する地下駐車場における普通駐車に係る駐車料金の納付に使用することができる。

附 則(平成30年10月4日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第1条中米子市駐車場条例第8条第3項、第10条及び第21条第3号並びに別表第1の備考の改正規定並びに第2条中米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例附則及び別表第1の備考第7項の改正規定並びに同表の備考第9項の改正規定(「係る駐車」を「より駐車」に、「に係る入場をした」を「として入場した」に改める部分に限る。)並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例附則第2項及び第3項の規定は、この条例の公布の日の前日までにその期間を定めた定期駐車についても適用する。
- 4 前項の規定が適用されることとなる米子駅前地下駐車場の定期駐車について米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第1の規定により支払った駐車料金の額が、第2条の規定による改正後の同条例附則第2項及び第3項の規定により算出した駐車料金の額を超えるときは、市長は、当該駐車料金を支払った者に対し、当該超える金額を還付する。

附 則(平成31年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第13条 第30条の規定による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第1の規定は、施行日以後の米子駅前地下駐車場における自動車の駐車に係る駐車料金(施行日以後に納入の通知を行うものに限る。)について適用する。

- 2 第30条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第8条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された単位回数券は、第30条の規定の施行後においても、米子駅前地下駐車場における普通駐車に係る駐車料金の納

付に使用することができる。

附 則（令和3年7月15日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条中米子市駐車場条例第12条に1項を加える改正規定及び同条例第18条にただし書を加える改正規定並びに同条例附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定並びに附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（以下「改正後の駐車料金徴収条例」という。）別表第1の規定は、施行日以後に地下駐車場（米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第3条に規定する地下駐車場をいう。次項において同じ。）から出場させる自動車の普通駐車に係る駐車料金について適用する。
 - 5 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第8条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された回数券は、第2条の規定の施行後においても、地下駐車場における普通駐車（改正後の駐車料金徴収条例別表第1普通駐車に項に掲げる夜間定額駐車を除く。）に係る駐車料金の納付に使用することができる。
- （準備行為）
- 6 改正後の駐車場条例第15条第1項、第2項及び第4項並びに別表第2及び別表第3の規定による回数券及び夜間定額駐車券の発行並びに改正後の駐車料金徴収条例第8条第1項、第2項及び第4項並びに別表第2及び別表第3の規定による回数券及び夜間定額駐車券の発行は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和5年3月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日（令和5年規則第29号により令和5年7月30日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（附則第4項及び第5項において「改正前の駐車料金徴収条例」という。）第8条第1項の規定により発行された回数券及び夜間定額駐車券は、米子駅南駐車場における普通駐車（この条例による改正後の米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例（附則第5項において「改正後の駐車料金徴収条例」という。）第2条第2号に規定する普通駐車をいう。）に係る駐車料金の納付に使用することができる。

（米子市駐車場条例の一部改正）

- 3 米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に米子駅前地下駐車場における定期駐車（改正前の駐車料金徴収条例第2条第3号に規定する定期駐車をいう。以下同じ。）について前項の規定による改正前の米子市駐車場条例第24条において適用する同条例第8条第1項の許可を受けている者は、米子駅南駐車場においても定期駐車をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 5 前項の許可を受けた者は、米子駅南駐車場における定期駐車について附則第3項の規定による改正後の米子市駐車場条例第24条において適用する同条例第8条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合において、その者が改正前の駐車料金徴収条例第7条の規定により交付を受けた定期券は、改正後の駐車料金徴収条例第7条の規定により交付を受けた定期券とみなす。

別表第1(第3条関係)

駐車の種類			駐車時間	単位	駐車料金の額
普通駐車	昼間駐車		午前8時から午後6時まで	30分につき	100円。ただし、入場から30分以内は、無料
	夜間駐車	地下駐車場における夜間駐車の場合	午前5時から午前8時まで及び午後6時から午後12時まで	1時間につき	
		駅前駐車場における夜間駐車の場合	午後6時から午前8時まで	1時間につき	100円。ただし、入場から30分以内は、無料
		夜間定額駐車		午後3時から翌日の午前10時まで	1回につき
	定期駐車		午前零時から午後12時まで	1か月につき	13,200円
午後4時から翌日の午前10時まで			8,800円		

備考

- 1 普通駐車(地下駐車場における夜間駐車であって午前零時から午前5時までの時間を駐車時間とするもの(以下この項及び第3項において「地下駐車場閉場時間駐車」という。))及び夜間定額車を除く。)の駐車料金は、自動車を地下駐車場等に入場させた時刻から自動車を地下駐車場等から出場させた時刻までの時間により算定する。ただし、その間に地下駐車場閉場時間駐車又は夜間定額駐車をしている場合には、当該地下駐車場閉場時間駐車又は夜間定額駐車の前後で時間を区分して算定する。
- 2 昼間駐車(入場から30分以内の時間を除く。)に30分未満の端数があるときのその端数は、30分とする。
- 3 夜間駐車(地下駐車場閉場時間車を除く。)の時間(入場から30分以内の時間を除く。)に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。
- 4 一の昼間駐車(の駐車時間)における駐車料金は1,000円を、一の夜間駐車(の駐車時間)における駐車料金は500円をそれぞれ限度額とする。
- 5 普通駐車に係る駐車料金は、自動車を地下駐車場等に入場させた時刻から24時間までの時間及び以後の24時間ごとに、1,500円を限度額とする。
- 6 昼間駐車から引き続いて夜間駐車をする場合における駐車料金の算定に当たっては、午後6時において当該昼間駐車(の時間)に30分に満たない時間があるときは、当該30分に満たない時間が30分に至るまでは昼間駐車(の時間)に30分に満たない時間があるときは、当該30分に満たない時間が30分に至った後の時間については、夜間駐車に係る駐車料金の額を適用する。
- 7 夜間駐車から引き続いて昼間駐車をする場合における駐車料金の算定に当たっては、午前8時において当該夜間駐車(の時間)に1時間に満たない時間があるときは、当該1時間に満たない時間が1時間に至るまでは夜間駐車(の時間)に1時間に満たない時間があるときは、当該1時間に満たない時間が1時間に至った後の時間については、昼間駐車に係る駐車料金の額を適用する。
- 8 夜間定額駐車に係る駐車料金の額は、第8条第1項の夜間定額駐車券を使用して駐車料金を納付する場合に限り適用する。
- 9 定期駐車における1か月とは、起算日の午前零時からその起算日の属する月の翌月におけるその起算日に応ずる日の前日の午後12時までをいう。
- 10 定期駐車により駐車(を)させている中途において当該定期駐車(の期間)が満了した場合は、当該満了の時点で普通駐車として入場したものとみなして、駐車料金を算定する。

別表第2(第8条関係)

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金
定額回数券	3,300円	1枚	3,000円
	5,700円	1枚	5,000円
	12,000円	1枚	10,000円
単位回数券	100円	1組11枚	1,000円
		1組60枚	5,000円
		1組130枚	10,000円

別表第3(第8条関係)

発行の単位	代金
1組10枚	5,500円
1組50枚	25,000円
1組100枚	45,000円
1組200枚	80,000円

米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例施行規則（平成17年3月31日規則第114号）

最終改正:令和5年5月18日規則第25号

改正内容:令和5年5月18日規則第25号〔令和5年7月30日〕

○米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例施行規則

平成17年3月31日規則第114号

改正

平成29年3月8日規則第4号

令和3年7月15日規則第20号

令和5年5月18日規則第25号

米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例（平成17年米子市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入出場の手続）

第2条 自動車を米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）に入場させようとする者は、地下駐車場の入口において、市長が別に定める様式の米子駅前地下駐車場駐車券（以下「駐車券」という。）の交付を受けなければならない。

2 自動車を地下駐車場から出場させようとする者は、地下駐車場の出口において、駐車券を提出の上、駐車料金を納付しなければならない。

3 自動車を米子駅南駐車場（以下この項及び次項において「駅南駐車場」という。）から出場させようとする者は、駅南駐車場に設置された精算機により駐車料金を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、次条第1項の定期券の交付を受けている者が自動車を地下駐車場に入場させ、又は地下駐車場若しくは駅南駐車場（以下「地下駐車場等」という。）から出場させようとするときは、当該定期券を提示しなければならない。

（定期券）

第3条 条例第7条前段の定期券（以下「定期券」という。）の様式は、市長が別に定めるものとする。

2 定期券の交付を受けようとする者は、米子駅前地下駐車場等定期券（変更）交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（回数券及び夜間定額駐車券）

第4条 条例第8条第1項の回数券及び夜間定額駐車券の様式は、市長が別に定めるものとする。

（駐車料金の還付）

第5条 条例第10条ただし書の規定により定期駐車に係る駐車料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）定期券に表示された自動車を他人に譲渡し、又は廃車し、自動車が滅失した等により、地下駐車場等に駐車をする必要がなくなったとき。

（2）定期券の交付を受けた者が、転出、死亡等により地下駐車場等に駐車をすることができなくなったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（駐車券等の紛失等）

第6条 駐車券又は定期券を紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子駅前地下駐車場等駐車券・定期券紛失等届出書（別記様式第2号）によりその旨を市長に届け出て、駐車券又は定期券の再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、普通駐車に係る地下駐車場の使用者が当該普通駐車に係る自動車を地下駐車場に入場させた日時が明らかでないときは、当該使用者が当該自動車を地下駐車場から出場させる時刻の48時間前に相当する時刻に当該自動車を地下駐車場に入場させたものとみなす。ただし、当該使用者が当該時刻より前に当該自動車を地下駐車場に入場させていたことが明らかである場合は、この限りでない。

3 第3条第2項の規定は、第1項の規定による定期券の再交付について準用する。

4 回数券及び夜間定額駐車券は、これらを紛失し、損傷し、又は汚損した場合であっても、再発行はしないものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成29年3月8日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年3月14日から施行する。ただし、附則第4項、第5項及び第7項から第10項までの規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行前に交付されたこの規則による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第1号に定める様式の駐車券（次項において「旧駐車券」という。）及び改正前の規則別記様式第2号に定める様式の定期券（附則第4項において「旧定期券」という。）並びにこの規則の施行前に発行された改正前の規則別記様式第4号に定める様式の回数券は、この規則の施行と同時に、その効力を失う。

3 この規則の施行の際現にその自動車の普通駐車のために米子駅前地下駐車場を使用している者は、この規則の施行後に当該自動車を米子駅前地下駐車場から出場させようとするときは、その出場前に、現に交付を受けている旧駐車券と引換えに、この規則による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記様式第1号に定める様式の駐車券の交付を受け、当該交付を受けた駐車券により、駐車料金を納付しなければならない。

- 4 旧定期券(その有効期間の満了の日が、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日であるものに限る。以下この項において同じ。)の交付を受けている者であって、施行日以後においても米子駅前地下駐車場に定期駐車しようとするものは、市長が定めるところにより、改正後の規則別記様式第2号に定める様式の定期券(以下「新定期券」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該交付を受ける新定期券の有効期限は、当該交付を受けている旧定期券(附則第6項において「従前定期券」という。)の有効期間の満了の日とする。
- 5 前項の規定により新定期券の交付を受ける場合にあっては、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則第3条第2項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出を要しないものとする。
- 6 附則第4項の規定により新定期券の交付を受けた者は、市長が定めるところにより、従前定期券を市長に返還しなければならない。
- 7 附則第1項ただし書に規定する日において現に改正前の規則別記様式第4号第1号に規定する定額回数券(以下この項において「旧定額回数券」という。)の発行を受けている者は、市長が定める日までに、当該旧定額回数券と引換えに、改正後の規則別記様式第4号第1号に規定する定額回数券(以下「新定額回数券」という。)又は同様式第2号に規定する単位回数券(以下「新単位回数券」という。)の発行を受けることができる。この場合において、当該発行を受ける新定額回数券の額面金額若しくは新単位回数券の額面金額の合計額又は当該発行を受ける新定額回数券の額面金額及び新単位回数券の額面金額の合計額の合計額は、当該旧定額回数券の使用残額に相当する額とする。
- 8 附則第1項ただし書に規定する日において現に改正前の規則別記様式第4号第2号に規定する単位回数券(以下この項において「旧単位回数券」という。)の発行を受けている者は、市長が定める日までに、当該旧単位回数券と引換えに、新単位回数券の発行を受けることができる。この場合において、当該発行を受ける新単位回数券の枚数は、当該旧単位回数券の残数と同一とする。
- 9 前2項の規定により発行を受けた新定額回数券及び新単位回数券は、施行日の前日までは、米子駅前地下駐車場の駐車料金の納付のために使用することができない。
(準備行為)
- 10 附則第4項及び前3項に定めるところによるほか、新定期券の交付並びに新定額回数券及び新単位回数券の発行は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年7月15日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条中米子市駐車場条例施行規則第2条第2項の改正規定、同規則第6条の見出しの改正規定、同条第3項の改正規定(「回数駐車券は、これ」を「回数券及び夜間定額駐車券は、これら」に改める部分を除く。)、同項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに同規則別記様式第3号及び別記様式第5号の改正規定並びに第2条中米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則第6条の見出しの改正規定、同条第3項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに同規則別記様式第3号及び別記様式第5号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例(令和3年米子市条例第21号)附則第6項の規定により同条例の施行の日前に発行する回数券及び夜間定額駐車券は、この規則による改正後の米子市駐車場条例施行規則別記様式第4号及び別記様式第5号並びにこの規則による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則別記様式第4号及び別記様式第5号に定める様式によるものとする。

附 則(令和5年5月18日規則第25号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例(令和5年米子市条例第13号)の施行の日(令和5年規則第29号により令和5年7月30日)から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に米子駅前地下駐車場に自動車を駐車させている者に対し交付されているこの規則による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則(次項及び附則第4項において「改正前の規則」という。)別記様式第1号に定める様式の米子駅前地下駐車場駐車券は、当該自動車を米子駅前地下駐車場から出場させるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則別記様式第2号に定める様式の定期券は、当該定期券に記載された有効期限が到来するまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行前に発行された改正前の規則別記様式第4号に定める様式の回数券及び改正前の規則別記様式第5号に定める様式の夜間定額駐車券は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(米子市駐車場条例施行規則の一部改正)

- 5 米子市駐車場条例施行規則(平成17年米子市規則第113号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

様式第1号(第3条関係)

米子駅前地下駐車場等定期券(変更)交付申請書	
年 月 日	
米子市長 様	
申請者 住所(所在地) 氏名(名称) (電話番号)	
次のとおり、米子駅前地下駐車場等の定期券の(変更)交付を受けたいので、申請します。	
駐 車 場 の 名 称	
定期駐車の間 年 月 日 から 年 月 日 まで	
駐車する自動車	車 両 番 号
	車 種
	車 名
	車 色
変 更 事 項	
備 考	

様式第2号(第6条関係)

米子駅前地下駐車場等駐車券・定期券紛失等届出書 年 月 日 米子市長 様 届出者 住所(所在地) 氏名(名称) (電話番号) 紛失しました 米子駅前地下駐車場等の駐車券・定期券を損傷しましたので、届け出ます。 汚損しました	
駐 車 場 の 名 称	
駐 車 券 等 の 種 類	駐 車 券 ・ 定 期 券
紛 失 等 の 事 由	紛 失 ・ 損 傷 ・ 汚 損
入 場 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分
摘 要	

米子駅前地下駐輪場等管理条例（平成17年3月31日条例第148号）

最終改正:令和5年3月29日条例第14号

改正内容:令和5年3月29日条例第14号〔令和5年7月29日〕

○米子駅前地下駐輪場等管理条例

平成17年3月31日条例第148号

改正

平成17年7月25日条例第215号
平成18年12月25日条例第53号
平成19年3月28日条例第8号
平成22年3月26日条例第11号
平成24年3月28日条例第3号
平成25年12月25日条例第38号
平成31年3月28日条例第2号
令和5年3月29日条例第14号

米子駅前地下駐輪場等管理条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子駅前地下駐輪場及び米子駅南駐輪場の管理に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車等 自転車、原動機付自転車又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。）をいう。
- （2）駐輪 自転車等の運転者が、当該自転車等を離れて継続的に停止させることをいう。
- （3）一時駐輪 1回の入場及び出場を単位とする駐輪をいう。
- （4）定期駐輪 1か月を単位とする駐輪をいう。ただし、米子駅南駐輪場にあつては、自転車についてするものに限る。

（保管料金の徴収）

第3条 道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、米子市弥生町地内市道久米町末広町通り線上に設置された米子駅前地下駐輪場（以下「地下駐輪場」という。）及び米子市目久美町地内市道米子駅目久美町線上に設置された米子駅南駐輪場（以下「駅南駐輪場」という。）に自転車等（地下駐輪場にあつては、自動二輪車を除く。以下同じ。）の駐輪をする者から、当該自転車等を保管することにつき、別表第1に定める保管料金（以下「保管料金」という。）を徴収する。

（駐輪の種類）

第4条 地下駐輪場及び駅南駐輪場（以下「地下駐輪場等」という。）における駐輪の種類は、一時駐輪及び定期駐輪とする。

2 一時駐輪の期間は、連続して10日を限度とする。ただし、あらかじめ10日を超えて一時駐輪をさせることを申し出た場合は、この限りでない。

（供用時間及び入出場時間）

第5条 地下駐輪場等の供用時間は、24時間とする。

2 自転車等を地下駐輪場等に入場させ、又は地下駐輪場等から出場させることができる時間（次項において「入出場時間」という。）は、地下駐輪場にあつては午前5時から午後12時までとし、駅南駐輪場にあつては24時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、第1項に定める供用時間及び前項に定める入出場時間を変更することができる。

（駐輪の許可）

第6条 地下駐輪場等に自転車等の駐輪をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（許可の制限）

第7条 市長は、駐輪をさせようとする自転車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項又は第2項の許可をしないものとする。

- （1）地下駐輪場等の構造上駐輪をさせることができないとき。
- （2）地下駐輪場等の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、地下駐輪場等の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）又は利用者が駐輪をしようとする自転車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し当該許可を取り消し、又は自転車等を地下駐輪場等に入場させることを拒み、若しくは地下駐輪場等から出場させることを命ずることができる。

- （1）前条各号のいずれかに該当するとき。
- （2）第14条の規定に違反したとき（同条第2号の規定の適用に当たっては、過失による場合を除く。）。
- （3）前2号に掲げるもののほか、利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は市長が地下駐輪場等の管理上必要があると認めたとき。

（保管料金の納付）

- 第9条 一時駐輪に係る保管料金は、自転車等を地下駐輪場等から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 定期駐輪に係る保管料金は、次条第1項の定期駐輪券の交付と同時に納付しなければならない。
(定期駐輪券)
- 第10条 定期駐輪をしようとする者は、あらかじめ、定期駐輪券の交付を受けなければならない。
- 2 前項の定期駐輪券の交付を受けた者は、地下駐輪場又は駅南駐輪場のいずれにおいても、定期駐輪をすることができる。
(回数駐輪券)
- 第10条の2 一時駐輪(地下駐輪場においてするものに限る。)に係る保管料金の納付に使用するため、回数駐輪券を発行する。
- 2 回数駐輪券の額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 回数駐輪券は、その額面金額に相当する額の一時駐輪に係る保管料金の納付に使用することができる。
- 4 既に発行された回数駐輪券は、払い戻さない。
(保管料金の減免)
- 第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保管料金を減額し、又は免除することができる。
(保管料金の還付)
- 第12条 既に納付された保管料金は、還付しない。ただし、定期駐輪の場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された保管料金の全部又は一部を還付することができる。
(施錠の義務等)
- 第13条 利用者は、地下駐輪場等に自転車等の駐輪をしようとするときは、当該自転車等に施錠しなければならない。
- 2 市長は、地下駐輪場等に施錠されていない自転車等の駐輪がされている場合において、地下駐輪場等の管理上必要があると認めるときは、当該自転車等に施錠することができる。
(禁止行為)
- 第14条 地下駐輪場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、あらかじめ市長の許可を受けた場合には、この限りでない。
- (1) 他の自転車等の駐輪を妨げること。
- (2) 地下駐輪場等の施設等又は他の自転車等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をすること。
- (5) 第6条第1項又は第2項の許可に係る自転車等以外の自転車等を駐輪させること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地下駐輪場等の管理上支障があると認められる行為をすること。
(事故等による責任)
- 第15条 市は、地下駐輪場等に駐輪をする自転車等の汚損、損傷、滅失又は盗難については、その賠償の責めを負わない。ただし、その原因が市の責めに帰すると認められる場合は、この限りでない。
- 2 地下駐輪場等に入場する際に交付を受けた一時駐輪券若しくは駅南駐輪場に入場する際に交付を受けた入場券を提出し、又は第10条第1項の定期駐輪券を提示する者に限り、当該一時駐輪券若しくは入場券又は定期駐輪券に係る自転車等を地下駐輪場等から出場させることができる。この場合において、当該一時駐輪券若しくは入場券を提出し、又は当該定期駐輪券を提示した者は、当該一時駐輪券若しくは入場券又は定期駐輪券に係る自転車等を地下駐輪場等から出場させることについて、正当な権原を有している者とみなす。
(損害賠償の義務)
- 第16条 利用者は、地下駐輪場等の施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。
(指定管理者による管理)
- 第17条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、地下駐輪場等の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。
- (1) 地下駐輪場等の運営に関すること。
- (2) 地下駐輪場等の施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地下駐輪場等の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの
(指定管理者による供用時間及び入出場時間の変更)
- 第18条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第5条第1項に規定する供用時間及び同条第2項に規定する入出場時間を変更することができる。
(指定管理者による許可)
- 第19条 指定管理者は、その業務として第6条の規定による許可に関する事務を行うものとする。この場合において、同条から第8条までの規定の適用については、これらの規定(これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
(委任)
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(一時駐輪に係る使用許可に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に旧米子駅前地下駐輪場管理条例(平成8年米子市条例第33号)(これに基づく規則を含む。以下「旧例規」という。)の規定により一時駐輪のための駐輪場の使用許可を受けている者は、この条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の相当の規定により一時駐輪のための駐輪場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧例規の規定により交付を受けた一時駐輪券及び一時駐輪札は、それぞれこの条例の相当の規定により交付を受けた一時駐輪券及び一時駐輪札とみなす。

(定期駐輪に係る使用許可に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧例規の規定により定期駐輪のための駐輪場の使用許可を受けている者は、この条例(これに基づく規則を含む。次項において同じ。)の相当の規定による定期駐輪のための駐輪場の使用許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の場合において、旧例規の規定により交付された定期駐輪券及び定期駐輪シールは、それぞれこの条例の相当の規定により交付された定期駐輪券及び定期駐輪シールとみなす。
- (処分、申請等に関する経過措置)
- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧例規の規定によりされた処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に旧例規の規定によりされている使用許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)に対するこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるこの条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 6 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市長に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、この条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の相当の規定により市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、この条例を適用する。
- (保管料金に関する経過措置)
- 7 この条例の施行前において旧例規の規定により納付すべきであった保管料金については、なお従前の例による。
- (損害賠償に関する経過措置)
- 8 この条例の施行前にした行為により生じた損害に対する賠償の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月25日条例第215号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条並びに次項、附則第5項及び第6項の規定は平成22年4月1日から、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は同年5月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定は、同条の規定の施行の日以後に米子駅前地下駐輪場管理条例第3条に規定する駐輪場(以下この項において単に「駐輪場」という。)に入場させる自転車の一時駐輪について適用し、同日前に駐輪場に入場させた自転車の一時駐輪については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、同条の規定の施行の日(以下この項及び次項において「第2条施行日」という。)以後の日をその有効期間の初日として許可をする定期駐輪について適用し、同条の規定の施行前にその有効期間の末日を第2条施行日以後の日として許可を受けた定期駐輪については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1に定める一般の区分により定期駐輪の許可を受けた者であって、第2条施行日から当該定期駐輪の許可の有効期間の末日までの間継続して改正後の条例別表第1の備考第6項に規定する学生であるものについては、当該定期駐輪の許可の有効期間が満了するまでの間は、同表に定める定期駐輪の学生の区分に係る規定は、適用しない。
- 5 第2条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1に規定する定期駐輪(同条の規定の施行の日以後の日をその有効期間の初日とするものに限る。)の許可は、同条の規定の施行前であっても、受けることができる。この場合においては、当該定期駐輪に係る同表に規定する保管料金を納付しなければならない。
- 6 第2条の規定の施行前に次の表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1に定める定期駐輪の許可(当該定期駐輪の有効期間の末日が同条の規定の施行の日以後であるものに限る。以下「現定期駐輪許可」という。)を受けた者が、同表の中欄に掲げる改正後の条例別表第1に定める定期駐輪の許可(以下「改正後の条例による定期駐輪許可」という。)を希望する旨を申し出、当該改正後の条例による定期駐輪許可の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を納付した場合においては、当該現定期駐輪許可の有効期間を、当該希望する改正後の条例による定期駐輪許可の有効期間の初日を当該現定期駐輪許可の有効期間の初日と同一の日としたならば当該希望する改正後の条例による定期駐輪許可の有効期間の末日となる日まで延長するものとする。

現定期駐輪許可の区分	改正後の条例別表第1に定める定期駐輪の許可の区分		納付金額
一般	3か月につき	一般	3,360円
		一般(平日昼間)	2,500円
		学生	2,100円
	6か月につき	一般	6,360円
		一般(平日昼間)	5,020円
		学生	4,390円
高校生以下	3か月につき	一般	3,870円
		一般(平日昼間)	3,010円
		学生	2,610円
	6か月につき	一般	6,870円
		一般(平日昼間)	5,530円
		学生	4,900円

附 則(平成24年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成25年12月25日条例第38号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表(米子市淀江和傘伝承施設条例(平成17年米子市条例第134号)第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センタ一条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表(米子市準用河川占用料徴収条例(平成17年米子市条例第137号)第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料(その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(米子駅前地下駐輪場管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第31条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定は、施行日以後の米子駅前地下駐輪場における自転車等(米子駅前地下駐輪場管理条例第2条第1号に規定する自転車等をいう。)の駐輪に係る保管料金(施行日以後に納入の通知を行うものに限る。)について適用する。

2 第31条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例第10条の2第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された回数駐輪券は、第31条の規定の施行後においても、米子駅前地下駐輪場における一時駐輪に係る保管料金の納付に使用することができる。

附 則(令和5年3月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日(令和5年規則第28号により令和5年7月29日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に米子駅前地下駐輪場における自転車の定期駐輪(この条例による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第4号に規定する定期駐輪をいう。)について改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者は、米子駅南駐輪場における自転車の定期駐輪(この条例による改正後の米子駅前地下駐輪場等管理条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4号に規定する定期駐輪をいう。)について改正後の条例第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、改正前の条例第10条の規定により交付された定期駐輪券は、改正後の条例第10条第1項の規定により交付された定期駐輪券とみなす。

別表第1（第3条関係）

種別	駐輪の種類	単位		保管料金の額
自転車	一時駐輪	入出場1回につき		110円。ただし、入 場から30分以内 は、無料
	定期駐輪	1か月につき	一般	2,100円
			一般(平日昼間)	1,760円
			学生	1,600円
		3か月につき	一般	5,660円
			一般(平日昼間)	4,760円
			学生	4,340円
		6か月につき	一般	8,800円
			一般(平日昼間)	7,400円
			学生	6,740円
原動機付自転車及 び自動二輪車	一時駐輪	入出場1回につき		160円。ただし、入 場から30分以内 は、無料
	定期駐輪	1か月につき		2,460円

備考

- 1 一時駐輪における入出場1回とは、同一の日において1回の入場及び出場をすることをいう。
- 2 一時駐輪の期間が2日以上にわたる場合には、入場の日から出場の日までの日数を入出場の回数とする。
- 3 定期駐輪において「1か月」とは起算日の午前零時からその翌月における当該起算日に応答する日の前日の午後12時までをいい、「3か月」とは起算日の午前零時からその3か月後の月における当該起算日に応答する日の前日の午後12時までをいい、「6か月」とは起算日の午前零時からその6か月後の月における当該起算日に応答する日の前日の午後12時までをいう。
- 4 「一般(平日昼間)」の区分による定期駐輪の許可を受けた者は、平日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。)の午前5時から午後12時までの間に限り当該許可に係る自転車の駐輪を行うことができ、「一般(平日昼間)」の区分による定期駐輪の許可を受けた者であっても、自転車を地下駐輪場等に入場させた日と同一の日に当該自転車を地下駐輪場等から出場させない場合は、この表の備考第2項の規定を適用して算出した額から110円を減じて得た額の保管料金の額を納付しなければならない。
- 5 定期駐輪に係る駐輪をさせている中途において当該定期駐輪の期間が満了した場合は、当該満了の時点で一時駐輪に係る入場をしたものとみなして、保管料金の額を算定する。
- 6 この表において「学生」とは学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下この項において同じ。)又は学校以外の教育施設若しくは学校教育に類する教育を行うもので市長が適当と認めるものに通う者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。

別表第2(第10条の2関係)

額面金額	発行の単位	代金
110円	1組11枚綴り	1,100円

米子駅前地下駐輪場等管理条例施行規則（平成17年3月31日規則第115号）

最終改正:令和5年5月18日規則第26号

改正内容:令和5年5月18日規則第26号〔令和5年7月29日〕

○米子駅前地下駐輪場等管理条例施行規則

平成17年3月31日規則第115号

改正

平成19年3月28日規則第19号

平成22年4月19日規則第11号

平成29年3月24日規則第10号

令和5年5月18日規則第26号

米子駅前地下駐輪場等管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、米子駅前地下駐輪場等管理条例（平成17年米子市条例第148号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入出場の手続）

第2条 自転車等を米子駅前地下駐輪場（以下この項及び第4項において「地下駐輪場」という。）に入場させようとする者は、地下駐輪場の入口において、市長が別に定める様式の米子駅前地下駐輪場一時駐輪券（同項及び第6条第1項において「一時駐輪券」という。）及び一時駐輪札（次項及び第4項において「一時駐輪札」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた一時駐輪札は、自転車等の駐輪をさせる際に、当該自転車等のハンドルに取り付けなければならない。

3 自転車等を米子駅南駐輪場（以下この項及び次項において「駅南駐輪場」という。）に入場させようとする者は、駅南駐輪場の入口において、市長が別に定める様式の入場券（同項において「入場券」という。）の交付を受けなければならない。

4 自転車等を地下駐輪場又は駅南駐輪場（以下「地下駐輪場等」という。）から出場させようとする者は、地下駐輪場等の出口において、地下駐輪場にあつては一時駐輪券及び一時駐輪札を、駅南駐輪場にあつては入場券を提出の上、保管料金を納付しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、次条第1項の定期駐輪券の交付を受けている者が自転車等を地下駐輪場等に入場させ、又は地下駐輪場等から出場させようとするときは、当該定期駐輪券を提示しなければならない。

（定期駐輪券）

第3条 条例第10条第1項の定期駐輪券（以下「定期駐輪券」という。）の様式は、市長が別に定めるものとする。

2 定期駐輪券の交付を受けようとする者は、米子駅前地下駐輪場等定期駐輪券（変更）交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期駐輪券に係る次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（1）自転車等の種類

（2）一般、一般（平日昼間）及び学生の区分

3 現に交付を受けている定期駐輪券による定期駐輪の期間が満了した後も引き続き定期駐輪をするため定期駐輪券の交付を受けようとする者は、当該交付を受けようとする定期駐輪券について前項各号に掲げる事項に変更がない場合にあっては、同項前段の規定による申請書の提出は、当該現に交付を受けている定期駐輪券の提出をもって代えることができる。

4 定期駐輪券を交付する場合には、併せて、市長が別に定める様式の定期駐輪シール（以下「定期駐輪シール」という。）2枚を1組として交付する。

5 前項の規定により交付を受けた定期駐輪シールのうち、1枚は駐輪をさせようとする自転車等の後部泥よけその他の分かりやすい位置に貼り付け、他の1枚は定期駐輪券の所定の位置に貼り付けなければならない。

（回数駐輪券）

第4条 条例第10条の2第1項の回数駐輪券の様式は、市長が別に定めるものとする。

（保管料金の還付）

第5条 条例第12条ただし書の規定により定期駐輪に係る保管料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）当該定期駐輪に係る自転車等の譲渡、廃車、滅失等により、地下駐輪場等に駐輪をする必要がなくなったとき。

（2）定期駐輪券の発行を受けた者が、転出、死亡等により地下駐輪場等に駐輪をすることができなくなったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第12条ただし書の規定による定期駐輪に係る保管料金の還付を受けようとする者は、米子駅前地下駐輪場等定期駐輪保管料金還付申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

（1）定期駐輪券

（2）定期駐輪シール

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（駐輪券等の紛失等）

第6条 一時駐輪券、定期駐輪券又は定期駐輪シールを紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子駅前地下駐輪場等駐輪券等紛失等届出書（別記様式第3号）によりその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

2 第3条第2項前段の規定は、前項の規定による定期駐輪券又は定期駐輪シールの再交付について準用する。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第19号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月19日規則第11号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付を受けている定期駐輪券及び定期駐輪シール（いずれも、この規則の施行の日以後に定期駐輪の期間が満了するものに限る。）は、当該定期駐輪券及び定期駐輪シールによる定期駐輪の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に定期駐輪券の交付を受けている者であって、当該定期駐輪券による定期駐輪の期間が満了した後も引き続き定期駐輪をするため定期駐輪券の交付を受けようとするものは、当該交付を受けようとする定期駐輪券についてこの規則による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例施行規則第3条第2項各号に掲げる事項に変更がない場合であっても、同条第3項の規定にかかわらず、同条第2項前段に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

附 則（令和5年5月18日規則第26号）
（施行期日）

- 1 この規則は、米子駅前地下駐輪場管理条例の一部を改正する条例（令和5年米子市条例第14号）の施行の日（令和5年規則第28号により令和5年7月29日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に米子駅前地下駐輪場に自転車等（米子駅前地下駐輪場管理条例の一部を改正する条例による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例（平成17年米子市条例第148号）第2条第1号に規定する自転車等をいう。以下この項において同じ。）を駐輪させている者に対し交付されているこの規則による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第1号に定める様式の米子駅前地下駐輪場一時駐輪券及び改正前の規則別記様式第2号に定める様式の一時駐輪札は、当該自転車等を米子駅前地下駐輪場から出場させるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則別記様式第3号に定める様式の定期駐輪券及び改正前の規則別記様式第5号に定める様式の定期駐輪シールは、当該定期駐輪券及び定期駐輪シールによる定期駐輪の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行前に発行された改正前の規則別記様式第6号に定める様式の回数駐輪券は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

米子駅前地下駐輪場等定期駐輪券（変更）交付申請書	
年 月 日	
米子市長 様	
申請者 住所（所在地） 氏名（名称） (電話番号)	
次のとおり、米子駅前地下駐輪場等の定期駐輪券の（変更）交付を受けたいので、申請します。	
自転車等の種類	自転車 ・ 原動機付自転車（地下駐輪場のみ）
区 分	一 般 ・ 一般（平日昼間）・学生（学校等の名称)
駐 輪 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 事 項	
備 考	

米子駅前地下駐輪場等定期駐輪保管料金還付申請書 年 月 日 米子市長 様 申請者 住所(所在地) 氏名(名称) (電話番号) 次のとおり、米子駅前地下駐輪場等の定期駐輪に係る保管料金の還付を受けたいので、申請します。	
自転車等の種類	自転車 ・ 原動機付自転車(地下駐輪場のみ)
区 分	一 般 ・ 一般(平日昼間)・学生(学校等の名称)
駐 輪 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
還付に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
還付を受けようとする理由	

様式第3号(第6条関係)

米子駅前地下駐輪場等駐輪券等紛失等届出書	
年 月 日	
米子市長 様	
届出者 住所(所在地)	
氏名(名称)	
(電話番号)	
米子駅前地下駐輪場等の駐輪券等の紛失等をしたので、届け出ます。	
駐輪券等の種類	一時駐輪券 ・ 定期駐輪券 ・ 定期駐輪シール
紛失等の事由	紛失 ・ 損傷 ・ 汚損 ・ その他 ()
入 場 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分

○米子駅前地下駐車場等及び米子駅前地下駐輪場等の利用に関する標識の設置に関する条例	
	平成24年12月26日条例第29号
改正	
令和5年3月29日条例第15号	
米子駅前地下駐車場等及び米子駅前地下駐輪場等の利用に関する標識の設置に関する条例	
(趣旨)	
第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第24条の3の規定に基づき、米子駅前地下駐車場及び米子駅南駐車場(以下「地下駐車場等」という。)の駐車料金並びに米子駅前地下駐輪場及び米子駅南駐輪場(以下「地下駐輪場等」という。)の保管料金、地下駐車場等及び地下駐輪場等の入出場時間その他地下駐車場等及び地下駐輪場等の利用に関する事項を表示する標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。	
(米子駅前地下駐車場等の利用に関する標識)	
第2条 法第24条の3の規定により地下駐車場等に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。	
(1) 米子駅前地下駐車場等駐車料金徴収条例(平成17年米子市条例第147号。以下「駐車料金条例」という。)別表第1に規定する駐車料金の額	
(2) 駐車料金の納付に使用するために発行する回数券及び夜間定額駐車券の額面金額、発行の単位及び代金(夜間定額駐車券にあつては、発行の単位及び代金)	
(3) 駐車料金条例第5条第2項に規定する入出場時間	
(4) 駐車料金の納付方法	
(5) 割増金の徴収に関する注意事項	
(6) 地下駐車場等に駐車することができる自動車の規格	
(7) 地下駐車場等の利用に当たっての注意事項	
(8) 前各号に掲げるもののほか、地下駐車場等の利用に関し必要と認められる事項	
2 前項の標識は、地下駐車場等を利用しようとする者に分かりやすい場所に設けなければならない。	
(米子駅前地下駐輪場等の利用に関する標識)	
第3条 法第24条の3の規定により地下駐輪場等に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。	
(1) 米子駅前地下駐輪場等管理条例(平成17年米子市条例第148号。以下「駐輪場条例」という。)別表第1に規定する保管料金の額	
(2) 保管料金の納付に使用するために発行する回数駐輪券の額面金額、発行の単位及び代金(米子駅前地下駐輪場に標識を設ける場合に限る。)	
(3) 駐輪場条例第5条第2項に規定する入出場時間	
(4) 保管料金の納付方法	
(5) 割増金の徴収に関する注意事項	
(6) 地下駐輪場等の利用に当たっての注意事項	
(7) 前各号に掲げるもののほか、地下駐輪場等の利用に関し必要と認められる事項	
2 前項の標識は、地下駐輪場等を利用しようとする者に分かりやすい場所に設けなければならない。	
附 則	
この条例は、平成25年4月1日から施行する。	
附 則(令和5年3月29日条例第15号)	
この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日(令和5年規則第28号により令和5年7月29日。ただし、第2条第1項第1号及び第3号の改正規定は、同月30日)から施行する。	